【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年9月30日

【英訳名】 KYOEI SANGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 平澤 潤

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川四丁目12番6号

【電話番号】 (03)4241-5511(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員

コーポレート本部長 村本 篤

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東品川四丁目12番6号

【電話番号】 (03)4241-5511(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員

コーポレート本部長 村本 篤

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号) 協栄産業株式会社 3DPテクニカルセンター (神奈川県相模原市緑区大山町5番24号)

協栄産業株式会社 大阪営業所

(大阪府大阪市福島区福島三丁目14番24号 福島阪神ビルディング)

(注)3DPテクニカルセンター及び大阪営業所は法定の縦覧場所ではありま

せんが、投資家の便宜のため縦覧に供しております。

1【提出理由】

2025年9月29日開催の当社臨時株主総会において(以下「本臨時株主総会」といいます。)、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該株主総会が開催された年月日 2025年9月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)について、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施するものであります。

併合の割合

当社株式について、558,958株を1株に併合いたします。

本株式併合がその効力を生ずる日(効力発生日)

2025年10月20日

効力発生日における発行可能株式総数

20株

第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに 従って、当社株式の発行可能株式総数を20株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併 合の効力が発生することを条件として、現行定款第5条(発行可能株式総数)を変更するものであります。

第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第6条(単元株式数)、第7条(単元未満株式についての権利)及び第8条(単元未満株式の買増し)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株式は上場廃止となるとともに、当社の株主は加賀電子株式会社及び三菱電機株式会社のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に関する規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第12条(定時株主総会の基準日)及び第14条(電子提供措置等)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されましたので、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年10月20日に効力が発生するものとします。

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第1号議案	23,067	304	-	(注)	可決 98.70
第2号議案	23,066	305	-	(注)	可決 98.69

(注)議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の 3分の2以上の賛成による。

以上